

平成29年5月30日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

石油ストーブ（開放式）、水槽用サーモスタット付ヒーターに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油温風暖房機（密閉式）1件、
石油ストーブ（開放式）1件） | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち水槽用サーモスタット付ヒーター1件、
除湿乾燥機1件、ノートパソコン2件） | 4件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちコーヒーマーカー1件、
ポータブル液晶テレビ（リモコン）1件、
電動アシスト自転車1件、
光回線終端装置（パソコン周辺機器）1件、
発電機（携帯型）1件、エアコン（室外機）1件） | 6件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

（管理番号：A201600043を除く。）

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 株式会社コロナが製造した石油ストーブ（開放式）について（管理番号：A201700107）

① 事故事象について

株式会社コロナ（法人番号：5110001014116）が製造した石油ストーブ（開放式）及び建物2棟を全焼、4棟を類焼する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

② 当該製品のリコール（無償点検・修理）について

同社は、当該製品を含む2000年（平成12年）以前に製造された石油ストーブ及び石油温風暖房機（石油ファンヒーター）（下記③）に付属する給油タンク（よごれま栓タンク）について、長期間の使用による給油口の変形などの要因により、給油口がロックされたと使用者が誤認する「半ロック状態」になる事象が発生する可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2008年（平成20年）9月17日にプレスリリース及びウェブサイトへ情報を掲載し、翌18日に新聞社告を行うとともに、販売店の店頭及び消費者へのアフターサービス訪問時におけるチラシ配布、テレビCM等により、石油ストーブ等に付属する給油タンク（よごれま栓タンク）使用時の注意喚起を行い、無償点検及び修理（給油口蓋の半ロック状態を防止するため、蓋の開閉ちょうつがい部にスプリング機能を追加）を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201700107）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③ 対象製品：対象製品名、型式、製造台数、製造期間

- ・ 対象製品名：コロナ石油ストーブ等に付属の給油タンク（よごれま栓タンク）
- ・ 型 式：2000年（平成12年）以前に製造されたコロナ石油ストーブ等で、下表に示す型式に該当するもの
- ・ 製造台数：石油ストーブ 2,090,000台
石油ファンヒーター 4,270,000台
計 6,360,000台

1) 石油ストーブ（反射型）

製造期間	型 式			
1987	SX-1800DX	SX-2200DX		
1988	SX-1800	SX-2200	SX-1800DXA	SX-2200DXA
1989	SX-1810	SX-2210	SX-3000	
1990	SX-1820	SX-2220	SX-3020	
1991	SX-1840	SX-2240	SX-3040	
1992	SX-1850	SX-2250	SX-2250X	SX-3050
1993	SX-1860	SX-2260	SX-3060	
1994	SX-1870	SX-2270	SX-3060	
1995	SX-1880Y	SX-2280Y	SX-3080Y	
1996	SX-1800Y	SX-2200Y	SX-3080Y	NX-22Y
	RX-D18Y			
1997	SX-B21Y	SX-B26Y	SX-B35Y	SX-B27WY
	NX-26Y	RX-B21Y	RX-B26Y	
1998	SX-C210Y	SX-C260Y	NX-26Y	
1999	SX-D27WY			
2000	SX-E210Y	SX-E260Y	SX-E21Y	SX-E26Y
	SX-B35YA	SX-D27WYA	NX-26YA	KM-D27WY

2) 石油ファンヒーター

製造期間	型 式			
1993	FH-3360AYL			
1994	FH-2570Y	FH-3270Y	FH-3370AYL	GT-2570Y
	GT-3270Y	FK-F250	FK-F320	KH-A25Y
	KH-A32Y	KH-3207Y		
1995	FH-2580Y	FH-3280Y	FH-5580Y	FH-2580AY
	FH-3380AY	NH-2580Y	NH-3280Y	GT-2580Y
	GT-3280Y	KH-B25Y	KH-B32Y	FK-G250
	FK-G320	AH-3280Y		
1996	FH-A30Y	FH-A37Y	FH-A47Y	FH-A60Y
	FH-A30AY	FH-A37AY	NH-A30Y	NH-A37Y
	GT-A30Y	GT-A37Y	GT-A30YJ	KH-A30WS
	KH-A37WS	KH-C30Y	KH-C37Y	FK-H30
	FK-H37			
1997	FH-B30AY	FH-B37AY	FH-B30BY	FH-B40BY
	FH-B50BY	FH-B62Y	NH-B30BY	NH-B40BY
	GT-B30BY	GT-B40BY	KH-B30WS	KH-B40WS
	KH-D30BY	KH-D40BY	FK-J30	FK-J40
1998	FH-C320BY	FH-C430BY	FH-C530BY	GT-C30Y
	GT-C32BY	GT-C53BY	FK-K32	FK-K53
	KCF-A300			
1999	FH-D320BY	FH-D430BY	FH-D530BY	FH-MD30Y
	GT-D30Y	GT-D32BY	GT-D43BY	GT-D53BY
	GT-EG30Y	GT-KS30Y	FK-L30	FK-L32
	FK-L43	FK-L53		
2000	FH-E62Y	FH-EX32BY	FH-EX43BY	FH-EX53BY
	FH-ES32BY	GT-E30Y	KM-30Y	KS-E30Y
	FK-M30	FK-M32	FK-M43	FK-M53
	FJ-V30Y			

2008年（平成20年）9月17日からリコール（無償点検・修理）を実施
 改修率：2.1%（2017年4月30日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201700107）発生以前の、当該製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2017年度	0	—	2013年度	1	火災
2016年度	1	火災	2012年度	1	火災
2015年度	1	火災	2011年度	0	—
2014年度	2	火災	2010年度	1 1	火災・軽傷 火災

<対象製品の外観及び確認方法>

1) 対象製品の外観



(写真はN X - 2 2 Y)



(当該製品の給油タンク)

2) 対象製品の確認方法

	【製造年の表示位置】 △△年製	【対象製品の製造年】 2000年製 00年製 ↓ 1996年製 96年製※ 及び	(1987年製から1995年製の製品には製造年表示がありません) ↑ 製造年表示のないもの
	※ファンヒーターについては94年製以降製造年表示があります。		

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び修理を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

また、事業者による点検及び修理を受けられるまでの間は、下図に従い給油口蓋が確実にロックしていることを御確認ください。

当該製品に限らず、石油ストーブ等に給油する際には、石油ストーブ等を必ず消火した上で、給油タンクの蓋を確実に締め、蓋が締まっていることを確認してから石油ストーブ等に戻すよう、正しい給油方法に従って安全に給油を行ってください。

警告 ●給油は、必ず消火し、火が消えたことを確かめてからおこなってください。火災のおそれがあります。	給油時消火 	危険 ガソリン厳禁 ●ガソリンなど揮発性の高い油は、絶対に使用しないでください。火災の原因になります。
警告 ●給油後、油タンクの給油口を確実にロックし、開かないことを確認してください。	油もれ危険 ●給油後は、給油口を下にして油もれないことを確認してからストーブにセットしてください。	
①確実にロック 「パチン」と音が 強く押す するまで強く押す 	②ロックの確認 持ち上げて確認 給油口をしめたあと、先端を指で持ち上げ、開かないことを確認してください。 	③油もれの確認

【問合せ先】

株式会社コロナ お客様相談窓口

電話番号：0120-623-238

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・同社休業日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.corona.co.jp/report/oshirase.html>

(2) ジェックスインターナショナル株式会社が輸入し、ジェックス株式会社が販売した水槽用サーモスタット付ヒーターについて（管理番号：A201600043）

① 事故事象について

事務所で、ジェックスインターナショナル株式会社（法人番号：1122001006459）が輸入し、ジェックス株式会社が販売した水槽用サーモスタット付ヒーター及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、当該製品ヒーター部の制御基板が浸水により短絡したことでコントローラー基板に過電流が流れた際、電流ヒューズが機能する前に抵抗が異常発熱したため、焼損に至ったものと推定されます。

② 再発防止策について

ジェックス株式会社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2016年（平成28年）6月2日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、同日以降、販売店等への協力要請を行い、対象製品について無償点検及び製品交換を実施しています。

③ 対象製品：商品名、型番、販売期間、対象台数

商品名	型番	販売期間	対象台数
セーフカバー ヒートナビ	SH80	2014年8月	60,648
	SH120	～	
	SH160	2016年4月	
	SH220		

2016（平成28年）6月2日からリコール（無償点検・製品交換）を実施
回収率：33.6%（2017年4月30日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201600043）発生以前の、当該製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（リコール事象かどうか不明なもの及びリコール開始の契機となった事故を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2017年度	0	—	2013年度	—	—
2016年度	2	火災	2012年度	—	—
2015年度	1	火災	2011年度	—	—
2014年度	—	—	2010年度	—	—

<対象製品の確認方法>

水槽設置例

実物大 **サーモスタット部**
 小型サーモスタットタイプが対象商品の特徴です。
 7.5cm

ヒーター部
 例)セーフカバーヒートナビ SH80

対象商品
 セーフカバーヒートナビ
 SH80、SH120、SH160、SH220
 の4機種

対象商品の確認ポイント

①対象商品は小型サーモスタットタイプ。
 ※左の写真と同じなら対象商品です。

②サーモスタット部ダイヤルの **GEX** ロゴマークをご確認ください。

③ダイヤルの目盛・文字が薄いグレー色。

GEXのロゴマークでジェックス製の商品であることをご確認ください。

ダイヤルの目盛・文字が薄いグレー色が対象商品です。

ダイヤルの目盛・文字がオレンジ色の商品は対象外です。

商品全体

④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び製品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ジェックス株式会社 オートヒーター交換受付センター

電話番号：0120-746-004 ※専用フリーダイヤル（無料）

受付時間：10時～16時（土・日・祝日、年末年始、休業日を除く。）

ウェブサイト：http://www.gex-fp.co.jp/safety/heatnavi_sh.html

※上記ウェブサイトでも交換の受付を行っています（24時間）。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：柳川、平野、清重

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：下出、鈴木、植杉、高橋

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700102	平成29年5月3日	平成29年5月25日	石油温風暖房機 (密閉式)	FF-VG3514Y	株式会社コロナ	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、 原因を調査中。	秋田県	平成29年5月 18日に消費者 安全法の重大 事故等として 公表済
A201700107	平成29年3月31日	平成29年5月26日	石油ストーブ(開放 式)	NX-22Y	株式会社コロナ	火災	当該製品及び建物2棟を全焼、4棟を類焼す る火災が発生した。現在、原因を調査中。	福岡県	製造から20年 以上経過した 製品 事業者が重大 製品事故とし て認識したの は平成29年5 月19日 平成20年9月 17日からリコー ルを実施(特記 事項を参照) 改修率:2.1%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201600043	平成28年4月21日	平成28年4月26日	水槽用サーモスタット付ヒーター	セーフカバー ヒートナビSH160 (ジェックス株式会社ブランド)	ファイブプラン株式会社(現 ジェックスインターナショナル株式会社)(ジェックス株式会社ブランド) (輸入事業者)	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、ヒーター部の制御基板が浸水により短絡したことでコントローラー基板に過電流が流れた際、電流ヒューズが機能する前に抵抗が異常発熱したため、焼損に至ったものと推定される。	東京都	平成28年4月28日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの平成28年6月2日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:33.6%
A201700108	平成29年5月9日	平成29年5月26日	除湿乾燥機	AHE-A600	タイガー魔法瓶株式会社 (輸入事業者)	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。現在、原因を調査中。	福井県	
A201700109	平成29年5月22日	平成29年5月26日	ノートパソコン	dynabook T351/57CW	株式会社東芝(現 東芝クライアントソリューション株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	
A201700110	平成29年5月23日	平成29年5月26日	ノートパソコン	dynabook T75/RBS2	株式会社東芝(現 東芝クライアントソリューション株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	

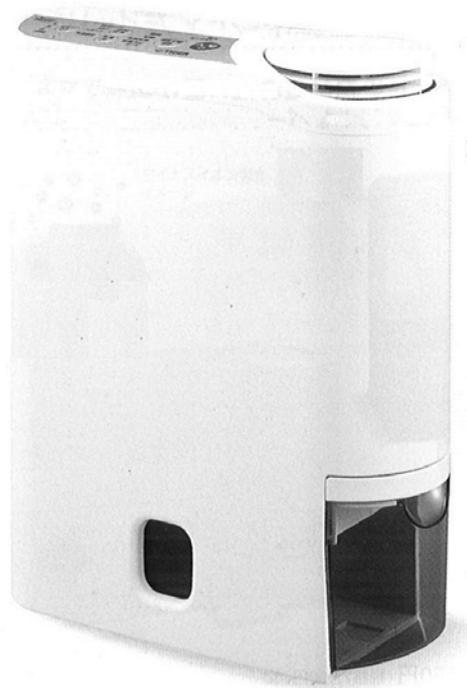
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700100	平成29年5月14日	平成29年5月25日	コーヒーマーカー	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	平成29年5月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201700101	平成29年5月4日	平成29年5月25日	ポータブル液晶テレビ(リモコン)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	平成29年5月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201700103	平成29年4月28日	平成29年5月25日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年5月15日
A201700104	平成29年5月17日	平成29年5月26日	光回線終端装置(パソコン周辺機器)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	
A201700105	平成29年5月9日	平成29年5月26日	発電機(携帯型)	火災	工事現場で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201700106	平成29年4月20日	平成29年5月26日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年5月19日

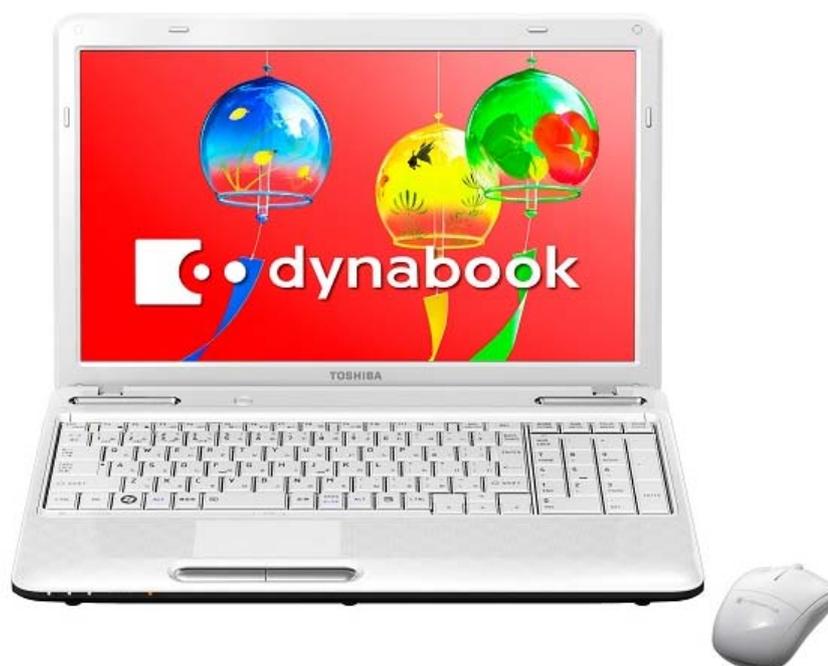
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

除湿乾燥機（管理番号：A201700108）



ノートパソコン（管理番号：A201700109）



ノートパソコン（管理番号：A201700110）

